

堺市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の育児休業等に関する規則（平成20年人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（部分休業の申出手続等）」に改め、同条第1項中「及び第4条」を削り、「部分休業の承認の請求」を「育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業申出（変更）書」に改め、同条第2項中「部分休業の」を「第1号部分休業（育児休業条例第24条第1項に規定するものをいう。）の請求に係る」に改め、「承認は、」の次に「育児休業条例第24条の3に定める1年の期間のうち部分休業が」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、部分休業について準用する。

第11条を第13条とする。

第10条の2中「であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削り、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業条例第30条第2項の人事委員会規則で定める期間）

第12条 育児休業条例第30条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

様式第5号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

様式第5号（第10条関係）

部分休業 申出 書
変更

(任命権者)

様

申出（変更）年月日		年 月 日	
所 属		職 種	
職員番号		氏名	

(申出（変更）者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

次のとおり部分休業の 請求に係る申出 申出内容の変更 をします。

1 申出対象期間	年度			
2 請求に係る子	氏 名		続柄等	
	生年月日	年 月 日生		
3 申出（変更）の内容	☐ 第1号部分休業 ☐ 第2号部分休業			
4 変更が必要な事情				
5 備考				

注意

- この部分休業申出（変更）書には、申出又は変更に係る子の氏名及び生年月日並びに申出（変更）者との続柄等を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか。写しでも可）を添付すること。
- 「3 申出（変更）の内容」欄の「第1号部分休業」とは1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を、「第2号部分休業」とは1年につき堺市職員の育児休業等に関する条例第24条の4で定める時間を超えない範囲内の部分休業をいう。
- 該当する□には、レ印を記入すること。